

議案第 21 号

日出町行政組織条例の一部改正について

日出町行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 7 年 2 月 25 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町行政組織条例の一部を改正する条例

日出町行政組織条例（平成 11 年日出町条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 7 号を第 9 号とし、第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 秘書及び広報広聴に関すること。

(6) 消費生活に関すること。

第 4 条第 3 号を次のように改める。

(3) ふるさと納税に関すること。

第 4 条第 5 号を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

広報広聴に関する事務を政策企画課から総務課へ、ふるさと納税に関する事務をまちづくり推進課から政策企画課へ移管したいので提出する。